

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700212号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700027号

第1 結論

平成4年11月及び同年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年11月及び同年12月

私は、平成4年11月9日にA市B区役所で転入届と併せて国民年金の住所変更届も行った。

「ねんきん定期便」で請求期間の国民年金保険料が未納であることを知ったが、昭和62年に国民年金に加入してから、口座振替を利用したり、私の妻が保険料を納付してくれており、請求期間の国民年金保険料も納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号は、昭和62年6月頃に払い出されており、請求者は、昭和62年4月から請求期間直前の平成4年10月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、請求期間直後の平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料についても、納付済となっていたところ、請求者が同年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、請求者に係る住民票では、請求者は、平成4年11月9日付けでA市に住民登録しており、請求者が所持する年金手帳にも、請求者が同日付けでC県D市からA市B区へ住所変更したことが確認でき、国民年金の住所変更手続を遅滞なく行っていることが認められる。

加えて、請求期間は2か月と短期間であることを踏まえると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700269号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700026号

第1 結論

平成2年6月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年6月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

これまで3回、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付しており、納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できないとして訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料等はないが、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、納付できない。他の公共料金、携帯電話料金と同様に国民年金保険料も、月々ほぼ滞りなく支払ってきた。コツコツと支払ってきたことは確信しているので、再度訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、国民年金保険料については、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているが、①オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、②平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2

月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、③請求期間は合計で 117 か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成 28 年 8 月 30 日、同年 12 月 21 日及び平成 29 年 6 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまで 3 回の請求と同じ請求内容で、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年 * 月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付していたと主張して、4 回目の訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。